平成２８年（フ）第９３号
堺市堺区南三国ヶ丘町４丁３番15号　グランドメゾン平安202号
破産者　髙辻　路代
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
大阪府大阪狭山市茱萸木４丁目88番地の400
破産者　東口　　勉
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
大阪府大阪狭山市茱萸木４丁目88番地の400
破産者　東口　仁美
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
大阪府河内長野市東片添町27番11号、前住所大阪府河内長野市南花台４丁目17番12号
破産者　赤木　良一
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３１１号
大阪府河内長野市東片添町27番11号、前住所大阪府河内長野市南花台４丁目17番12号
破産者　赤木　秀子（旧姓中野・島田）
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７１号
兵庫県三田市富士が丘４丁目14番地15
破産者　芦田さつき
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８号
徳島県徳島市南佐古七番町９番15号、旧住所徳島県徳島市南佐古八番町２番９－501号
破産者　木下　真弓（旧姓川口）
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０号
徳島県徳島市佐古三番町９番１号　島田マンション607号室、旧住所徳島県徳島市佐古三番町９番１号
破産者　阿蘇セキ子
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４号
徳島県板野郡松茂町広島字中ハリ２番地１　ＣＬＡＳＫＡ　303号室、旧住所徳島県徳島市川内町金岡64番地の１　リッチｄｅ川内２号棟805号室
破産者　三河　敏子
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６７号
福岡県田川郡川崎町川崎1174－２、住民票上の住所北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目１番52号
破産者　江田　信義
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２００号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南３丁目27番16号　Ａ－155
破産者　郡司嶋宏成
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３２６号
佐賀市高木瀬東５丁目18番10号、住民票上の住所佐賀市金立町大字千布1455番地１
破産者　草場　勇貴
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里1547番地９
破産者　中島軽運送こと　中島　浩治
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号
佐賀市高木瀬西５丁目13番15号　杉谷コーポ２－２
破産者　大森　　猛
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目53番17号（第２川路ビル416号）
破産者　本城　明浩
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
鹿児島県鹿児島市下福元町8901番地１（ルナステイト206号）
破産者　山田　修一
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３７２号
盛岡市山岸３丁目36番11号
破産者　大森　文雄
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１１０号
仙台市太白区大塚町19番６号　Ｓ・パークハイツ８－205
破産者　淺沼　隆二
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係